

# 生涯研修センターにおける研修運営ガイドライン

## 1. 目的

(1) 兵庫県社会福祉士会・生涯研修センターにおける研修運営の適正化を図るため、ガイドラインとして定める。

(2) 本会の各委員会及び事務局（以下、各委員会等という）は、ガイドラインに基づき、研修の企画・運

営を行う。また、本会の各地区ブロックは、ガイドラインを参考に、研修の企画・運営を行う。

## 2. 研修企画・予算

(1) 各委員会等は、研修を企画するときは、原則として、毎年度の予算編成時において、研修計画及び予

算書を提出し、生涯研修センター運営協議会における審議を経て、理事会及び予算総会において承認を得るものとする。

(2) 年度途中で新たに研修を企画する必要がある場合は、研修計画及び予算書を理事委員長会議に提出

し、理事会において承認を得るものとする。

## 3. 研修開催費

(1) 研修開催費は、研修に要する経費（会場費、講師謝金、スタッフ謝金、交通費、印刷費、通信費、運

搬費、雑費等）を算出の上、これに0.2を乗じた額を事務局経費として算出したものを合算したものと

する。  
例）研修に要する経費（5万円）の場合、事務局経費は（5万円×0.2＝1万円）となる。

研修開催費は、この合算額（6万円）とする。

## 4. 研修参加費

(1) 研修参加費は、先に研修の定員を設定の上、その概ね1/2程度を最少催行人数として設定する。

(2) 研修参加費は、研修開催経費を最少催行人数で除した額をもとに算出する。

例）定員30名の場合、最少催行人数は15名程度とする。

研修参加費は、研修開催費（6万円）を15名で除した額（6万円÷15＝40

00円)として算出する。

(3) 理事会が必要と判断する場合は、研修参加費を無料または減額することができる。

## 5. 研修の開催

(1) 研修を開催する場合は、その要項に、定員、最少催行人数、研修参加費、研修申込期限日を明記する。

(2) 研修を開催する場合は、研修開催日の概ね2週間前を基準日として研修申込締切日を設定する。

(3) 研修申込締切日において、最少催行人数を上回っている場合は、研修を開催することができる。

(4) 研修申込締切日において、最少催行人数を下回っている場合は、原則として研修開催を中止する。

(5) ただし、(4)の場合でも最少催行人数に達すると見込まれる場合は、研修申込締切日を1週間程度延長することができる。

(6) 研修申込締切日において、最少催行人数を下回っている場合でも、理事会がやむを得ないと判断する場合は、研修を開催することができる。

## 6. その他

(1) このガイドラインを改訂する場合は、理事会の承認を得るものとする。

(2) このガイドラインは、2020年3月22日に制定する。